

建 管 第 1 5 2 4 号
令和5年（2023年）2月24日

各総合振興局長
各 振 興 局 長 様

農 政 部 長
水産林務部長
建 設 部 長

「特定関係にある資格者同士の競争入札への参加に関するQ & A」について

特定関係にある資格者同士の競争入札への参加については、「特定関係にある資格者同士の競争入札への参加について」（令和5年2月24日付け建管第1523号農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達）を制定したところですが、これに係る基本的な考え方及び説明図を別添のとおり作成しましたので、事務の参考としてください。

なお、「特定関係にある資格者同士の入札参加に関するQ & A」（平成28年10月11日付け建管理第1262号）は令和5年3月31日をもって廃止します。

〔 農村振興局事業調整課調整係
水産林務部総務課管理係
建設政策局建設管理課工事管理係 〕

**特定関係にある資格者同士の
競争入札への参加に関するQ & A**

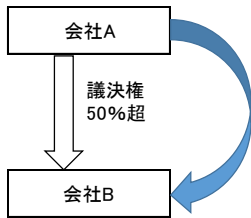
令和5年2月

北海道農政部農村振興局事業調整課
北海道水産林務部総務課
北海道建設部建設政策局建設管理課

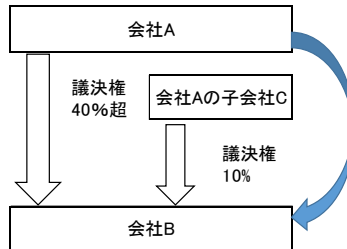
【親会社・子会社の考え方（例）】

○ある会社Aからみた場合に子会社とされる会社B

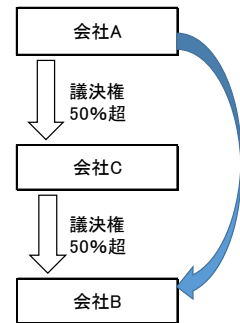
1 直接過半数の議決権を所有している場合



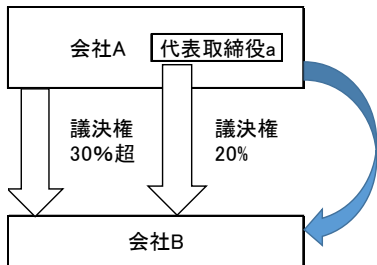
2 ある会社Aとその子会社Cがあわせて議決権の過半数を所有している場合



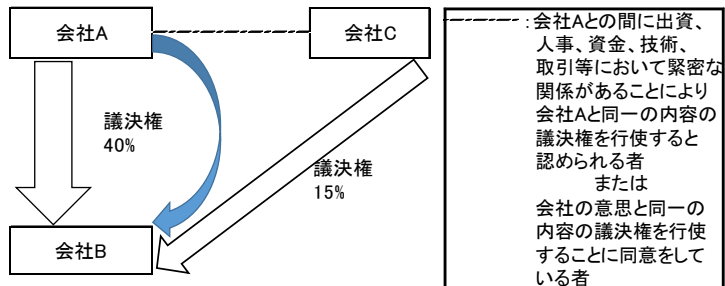
3 ある会社Aの子会社Cが会社Bの議決権の過半数を所有している場合



4 会社Aと当該会社の代表取締役aが合わせて会社Bの議決権の過半数を所有している場合

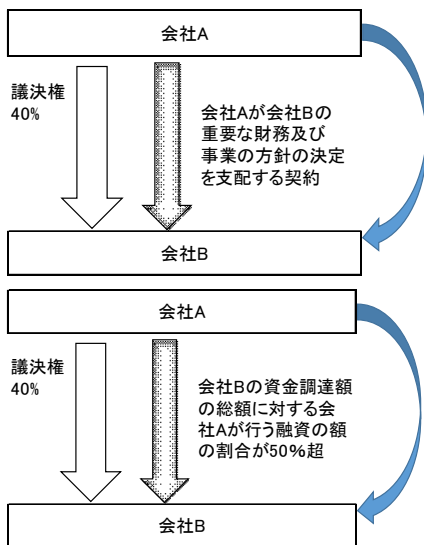


5 会社Aと緊密な関係にある会社Cが合わせて会社Bの議決権の過半数を所有している場合

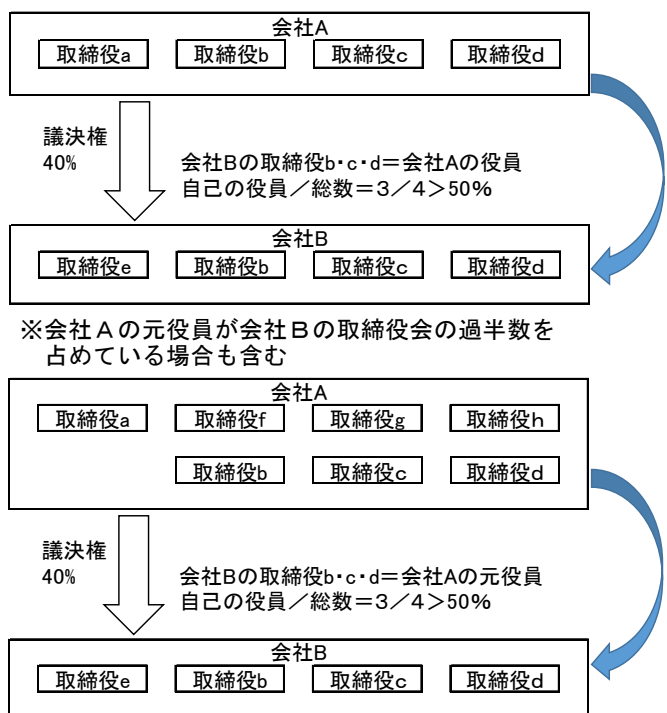


6 会社Aが議決権の40%以上を所有しており、

- ①会社Bの重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約を結んでいる場合
- ②会社Bの資金調達額の総額に対する会社Aが行う融資の割合が50%以上の場合



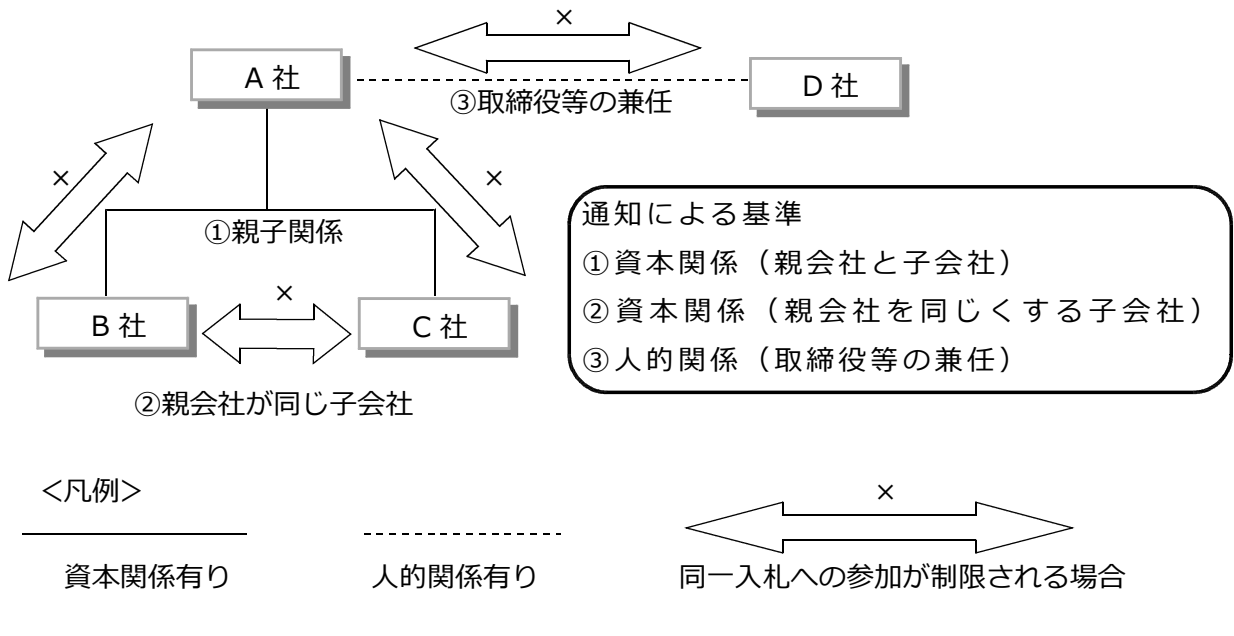
7 会社Aが議決権の40%以上を所有し、会社Aの取締役等が会社Bの取締役会の総数の過半数を占めている場合



(注) 上記は、代表的な例を示しています。

特定関係にある資格者同士の 競争入札への参加に関する概念図

[同一入札への参加が制限される事例]



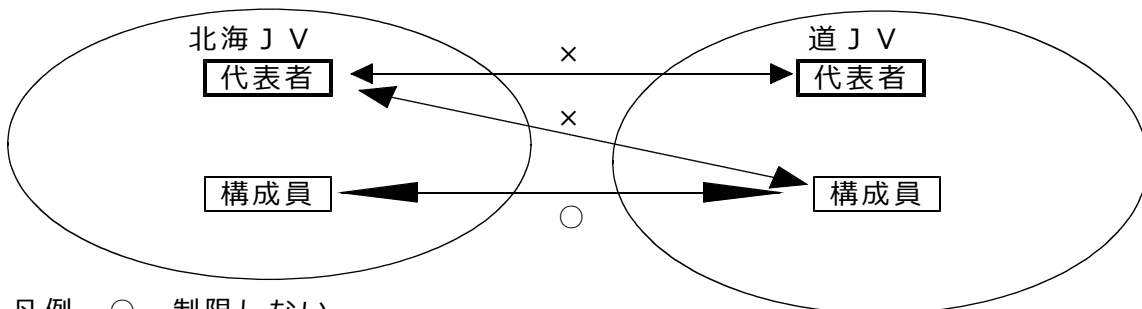
【人的関係の基準】

- ① 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- ② 取締役（社外取締役及び指名委員会等設置会社の取締役を除く。）
- ③ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- ④ 指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

- ※ 「取締役」には、非常勤取締役も含まれます。
- ※ 「監査役」、「執行役員」等は該当しません。

【共同企業体】

○ 特定関係にある資格者同士のJVにおける取扱い



- 凡例
- 制限しない
 - x 制限する

【目次】

- 問1 本通知の目的は何か。
- 問2 通知記2における「基準」はどのような考え方に基づいて設定されているのか。
- 問3 資本関係がある会社同士の同一入札への参加制限をする理由は何か。
- 問4 「親会社・子会社の関係にある会社同士」や「親会社を同じくする子会社同士」は同一入札への参加は認められるのか。
- 問5 親会社を同じくする子会社同士の同一入札への参加制限について、建設業許可を持たない会社を親会社とする子会社同士も制限の対象となるのはなぜか。
- 問6 親会社と子会社の子会社（孫会社）との同一入札への参加は制限されるのか。
- 問7 更生会社や再生手続が存続中の会社を適用除外とする理由は何か。
- 問8 人的関係がある会社同士の同一入札への参加を制限する理由は何か。
- 問9 代表権を有しない取締役を兼任している場合も制限する理由は何か。
- 問10 制限の対象となる取締役等とはどのような役職をいうのか。
- 問11 指名委員会等設置会社の執行役は制限の対象となるのか。
- 問12 取締役が、他社の社外取締役を兼任している場合は制限の対象となるのか。
- 問13 取締役が、他社の執行役員を兼任している場合は制限の対象となるのか。
- 問14 取締役が、他社の監査役を兼任している場合は制限の対象となるのか。
- 問15 人的関係について更生会社等は制限の対象となるのか。
- 問16 会計参与は制限の対象となるのか。
- 問17 共同企業体についての取扱いは、結成方法などにより異なるのか。
- 問18 特定関係がある会社同士が共同企業体を結成することは可能か。
- 問19 A社とB社が親子会社の関係にあり、A社が共同企業体の代表者で、B社が別の共同企業体の構成員の場合は同一入札への参加は制限されるのか。
- 問20 入札に参加するにあたり、特定関係があると判断され同一入札への入札参加が制限される期間はいつからいつまでか。
- 問21 指名競争入札の場合、どのように特定関係を確認するのか。
- 問22 指名競争入札において、指名通知から落札者の決定までの間に、新たに特定関係となった場合又は特定関係が判明した場合は、どのような扱いになるのか。
- 問23 今回の通知は、競争入札の場合に適用されるようだが、随意契約の場合は、特定関係のある者が、同一案件の見積合わせに参加することが可能ということか。

問1 本通知の目的は何か。

答1 次の3つを主な目的としています。

(1) 入札の公平性の確保

親会社と子会社の関係にある者同士や親会社を同じくする子会社同士は、支配・従属関係に基づき一体性があり、事実上1社と同等にみなされ、同一入札に参加することは他の入札参加者との関係において公平性が確保できないことから制限するものです。

また、総合評価落札方式を採用した場合に、親会社は高度な技術提案を、子会社は価格を重視した提案を行い、2社で連携した複数の種類の入札が可能であり、他の入札参加者と比べて有利となる可能性があるためです。

(2) 談合の未然防止

持株会社の下に重複する業務を営む複数の子会社が属する形態は、複数の事業子会社が同一の入札に参加することによって談合等の問題が生じる可能性が高いため、談合等の未然防止の観点から制限を加えるものです。

(3) 全ての競争入札案件への適用

これまで道においては、一般競争入札で実施する工事のみ、特定関係にある者の同一入札への参加を制限しておりました。

しかしながら、道が実施する入札は、入札方式を問わず、また、委託業務においても工事同様、適正かつ公正な入札を確保する必要があることから、特定関係にある者の同一入札への参加制限を行う対象を拡大したためです。

問2 通知記2における「基準」はどのような考え方に基づいて設定されているのか。

答2 今回の通知では、資本関係又は人的関係（以下「特定関係」という。）がある会社同士の同一入札への参加を制限するため、特定関係があることにより支配関係等があるものとして、最低限の基準を設定しています。

問3 資本関係がある会社同士の同一入札への参加制限をする理由は何か。

答3 資本関係とは、「親会社と子会社の関係にある場合」又は「親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合」をいいます。

親会社と子会社は、答1(1)のとおり事実上1社と同等にみなすことができること、また、子会社同士であっても同様に、親会社を含めて全体で1社と同等にみなすことができるため、談合の未然防止及び他の入札参加者との公平性の確保の観点から、同一入札への参加を制限するものです。

問4 「親会社・子会社の関係にある会社同士」や「親会社を同じくする子会社同士」は同一入札への参加は認められるのか。

答4 親会社は、実質的に子会社の経営を支配しているため、親子関係にある2社は同一入札への入札参加は認められません。

また、親会社を同じくする子会社同士も同じ親会社に経営が支配されているため、親子関係の会社と同様、同一入札への入札参加は認められません。

問5 親会社を同じくする子会社同士の同一入札への参加制限について、建設業許可を持たない会社を親会社とする子会社同士も制限の対象となるのはなぜか。

答5 親会社が建設業許可を持っていなくとも、親会社を同じくする子会社同士は事実上1社と同等にみなすことができるため、複数の子会社が道の競争入札参加資格を有している場合は、特定関係がある者として、同一入札への参加を制限するものです。

問6 親会社と子会社の子会社（孫会社）との同一入札への参加は制限されるのか。

答6 本通知では、子会社の基準として「会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号の規定による子会社」としております。

これは「親会社及び子会社」又は「子会社が他の会社の経営を実質的に支配しているときに、当該他の会社も親会社の子会社とみなす」という規定であり、子会社の子会社、いわゆる孫会社についても当該子会社が親会社の完全子会社である場合等、親会社に経営を支配されている状態の場合、親会社は孫会社に対しても経営を支配できるため、広義の意味で子会社であるといえ、孫会社を子会社と同一にみなしています。したがって、親会社と孫会社は、同一入札への参加が制限されることとなります。

また、通知の2(1)イ「親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合」により、孫会社同士や子会社と孫会社の同一入札への参加も制限されることとなります。

問7 更生会社や再生手続が存続中の会社を適用除外とする理由は何か。

答7 会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第1項第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「更生会社等」という。）は、財産の処分等一定の行為について、裁判所の許可が必要とされており、他の会社から株主総会等の意思決定機関を支配されているとはいえないためです。

問8 人的関係がある会社同士の同一入札への参加を制限する理由は何か。

答8 人的関係とは、一方の会社の取締役等が、他方の会社の役員等を兼ねている場合又は一方の会社の取締役等が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を兼ねている場合をいいます。

この場合、同一人物が2社の経営権等に関与していることから、2社の入札価格を知りえること、また、決定し行使できる立場にあるためです。

問9 代表権を有しない取締役を兼任している場合も制限する理由は何か。

答9 代表権の有無によらず、取締役を兼務している場合は、当該業務に係る2社が入札しようとする価格を決定し又は知り、影響力を行使し得る立場にあるためです。

問10 制限の対象となる取締役等とはどのような役職をいうのか。

答10 社外取締役を除く取締役、代表取締役をいいます。

なお、指名委員会等設置会社（会社法第2条第1項第12号）の「取締役」は、会社の業務を執行することができないので、制限の対象となりません。

問11 指名委員会等設置会社の執行役は制限の対象となるのか。

答11 指名委員会等設置会社の「執行役」は、取締役会の決議により委任を受けた事項に限って決議権を有し、会社の業務を執行することができるため、取締役に準じて制限の対象となります。

また、執行役を兼ねる取締役も制限の対象となります。

問12 取締役が、他社の社外取締役を兼任している場合は制限の対象となるのか。

答12 社外取締役は、業務執行機関に対する監督機能強化のために置く役員で、その会社の業務を執行する立場にないことから、同一入札への入札参加は可能です。

問13 取締役が、他社の執行役員を兼任している場合は制限の対象となるのか。

答13 執行責任を負う者として、取締役を兼ねない「執行役員」を置いている会社がありますが、執行役員は法制度上の位置付けはなく、取締役ではないため、同一入札への入札参加は可能です。

なお、「執行役員」と指名委員会等設置会社の「執行役」とは異なります。

問14 取締役が、他社の監査役を兼任している場合は制限の対象となるのか。

答14 監査役とは、取締役の職務の執行を監査するとともに、取締役等に対し営業の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査することとされており（会社法第381条第1項、第2項）、あくまで監査権・調査権を有するもので、取締役のように会社の業務を執行するものではありません（会社法第348条第1項）。

したがって、人的関係基準の「取締役」は「監査役」と性質の異なるものであり、監査役と監査役の兼任はもとより、取締役と監査役の兼任の場合であっても、本通知による入札参加制限の対象とはなりません。

問15 人的関係について更生会社等は制限の対象となるのか。

答15 同一人物が2社の取締役等を兼務している場合は、当該2社は人的関係があるとされ、同一入札への参加が制限されますが、例外として、どちらか1社が更生会社等であれば、2社とも同一入札に参加することができます。

これは、更生会社等の取締役等は経営権を有していないこと、再生手続が存続中の会社の取締役等は、業務遂行権を有してはいるものの、もう1社の業務にも携わることは想定しにくいことから、2社とも入札に参加することを可能としています。

なお、同一人物がある会社の取締役等と更生会社等の管財人を兼務している場合は、管財人は事業の経営権等を有していることから、同一入札への参加が制限されます。

問16 会計参与は制限の対象となるのか。

答16 会計参与は、取締役と共同して計算書類等を作成することになります（会社法第374条第1項）が、監査役と同様に会社の業務を執行する者ではないため、制限の対象とはなりません。

問17 共同企業体についての取扱いは、結成方法などにより異なるのか。

答17 本通知による取扱いは、共同企業体の結成方法などにより異なるものではありません。

問18 特定関係がある会社同士が共同企業体を結成することは可能か。

答18 特定関係がある会社同士の共同企業体の結成及びその共同企業体の入札参加についての制限は、ありません。

問19 A社とB社が親子会社の関係にあり、A社が共同企業体の代表者で、B社が別の共同企業体の構成員の場合は同一入札への参加は制限されるのか。

答19 共同企業体の代表者は、実質的な入札価格の決定権を持つことから、特定関係にある2社が、互いに別の共同企業体の代表者である場合や、一方がある共同企業体の代表者で他方が別の共同企業体の代表者以外の構成員である場合は、同一入札への入札参加申請はできません。

なお、特定関係にある2社が互いに別の共同企業体の代表者以外の構成員であれば、両方の共同企業体は同一入札に参加することができます。

質問のケースはA社が共同企業体の代表者であるため、A社が代表者である共同企業体とB社を構成員とする別の共同企業体は同一入札への入札参加申請はできません。

問20 入札に参加するにあたり、特定関係があると判断され同一入札への入札参加が制限される期間はいつからいつまでか。

答20 特定関係のある会社同士の意思疎通は、開札日等の特定の日だけでなく入札手続の開始時から入札書の提出時点までのいずれの時点でも起こりえるものです。

このため、入札の公告又は指名通知書確認時から入札書提出の締切時点までの間に、基準に該当した会社は、全て対象となります。

問21 指名競争入札の場合、どのように特定関係を確認するのか。

答21 指名競争入札の場合は、道の競争入札参加資格審査申請時に提出していただく「業態調書」をデータベース化し、各支出負担行為担当者が、指名選考時に、特定関係の有無の確認を行います。

なお、新たに特定関係となった場合や、提出した「業態調書」の内容に変更があった場合は、速やかに「変更届」の提出をお願いいたします。

問22 指名競争入札において、指名通知から落札者の決定までの間に、新たに特定関係となった場合又は特定関係が判明した場合は、どのような扱いになるのか。

答22 新たに特定関係となった場合又は特定関係があることが判明した場合の取扱いについては、次のとおりです。

(1) 指名通知から入札書提出までの期間

本通知を遵守する目的で基準に該当する入札参加予定者間で、入札を辞退する者を決めていただきます。この場合、支出負担行為担当者から連絡を受けた当事者間で、連絡を取るこ

とは、競争入札心得第4条第2項には該当しない扱いとなります。

(2) 入札書提出から落札者の決定までの期間

基準に該当する全ての入札参加者の入札書を無効とし、落札者を決定します。

(3) 落札者の決定から契約締結前まで

落札者が基準に該当する者である場合は、当該入札結果を無効とし、入札参加予定者を再選考した上で、後日、改めて入札を実施することとします。

問23 今回の通知は、競争入札の場合に適用されるようだが、随意契約の場合は、特定関係のある者が、同一案件の見積合わせに参加することが可能ということか。

答23 随意契約の場合で、複数の者から見積書を徴し契約の相手方を決定する場合も、本通知による取扱いを準用し、特定関係のある者の同一案件への見積書の提出を制限します。